

山形県工業技術センター委託分析試験等に関する規則実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山形県工業技術センター（以下「センター」という。）が、山形県工業技術センター委託分析試験等に関する規則（昭和27年11月県規則第68号。以下「委託分析試験規則」という。）に基づき民間事業者等から業務を受託することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 民間事業者等 個人及び法人その他の団体をいう。
- (2) 委託業務 委託分析試験規則第2条各号に掲げる業務をいう。
- (3) 申請者 委託分析試験規則第3条の規定による申請（以下「申請」という。）をした民間事業者等をいう。

(委託の申請)

第3条 申請は、山形県工業技術センター所長（以下「センター所長」という。）に委託申請書（様式第1号）を提出してしなければならない。

(受託の拒否)

第4条 センター所長は、次の各号のいずれかに該当するときは、委託業務の受託を拒否するものとする。

- (1) 申請者が外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）に定める非居住者又はこれに準ずる者である場合
- (2) 虚偽記載、誤記その他事実と異なる記載がある場合
- (3) 国内法令等に抵触する技術開発、製造、販売若しくは成果物の取得を目的として利用しようとする場合又はその恐れがある場合
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められる場合又はその恐れがある場合
- (5) 申請者がセンター所長から督促状による督促を受け、その料金が未納である場合
- (6) センターに委託しようとする業務に供される試料その他の物が、公的機関等により取引に注意が促されている材料又は商材、効能に科学的な疑義が呈されている材料又は商材、不当な手段で入手した材料又は商材その他センターが業務を受託することが適切でないと思われるものである場合
- (7) 申請者が申請についての説明を行わない場合又は説明が不十分であるとセンター所長が判断した場合
- (8) 申請者がセンターに提出する試料その他の物が人体若しくは環境等に悪影響を及ぼすものであるとセンター所長が判断した場合又はその物がセンターを利用する第三者の迷惑になるとセンター所長が判断した場合
- (9) 申請者が過去にセンターの利用の予約をキャンセルしたことがある場合において、そのキャンセルにより、センターの業務に支障をきたし、又はセンターを利用しようとする第三者の利用を妨げたとセンター所長が判断した場合
- (10) 人員又は機器を確保することが困難であること等の理由により、申請への対応が困難であるとセンター所長が判断した場合
- (11) その他業務を受託することが工業技術の改善向上に資するに適當でなく、又はセンタ

一の業務に支障をきたすとセンター所長が判断した場合

(受託通知書)

第5条 委託分析試験規則第4条第1項の通知(以下「受託する旨の通知」という。)は、申請者に受託通知書(様式第2号)を交付してするものとする。

(手数料)

第6条 申請者は、山形県工業技術センター手数料条例(昭和41年3月県条例第16号。以下「条例」という。)及び山形県工業技術センター手数料条例による手数料の額(平成7年3月県告示第264号)に定める額の手数料(以下「手数料」という。)を負担する。

(手数料の免除)

第7条 センター所長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、条例第3条の規定により手数料を免除するものとする。

- (1) 山形県知事部局に属する試験研究機関が行う試験等又は研究(センターと共同で行うものを除く。)に係る委託業務である場合
- (2) 山形県警察が行う事件の捜査、実況見分、鑑定その他の警察の業務に係る委託業務である場合
- (3) その他センター所長が特に公益上必要があると認めた場合

2 手数料の免除を受けようとする者は、あらかじめ免除申請書(様式第3号)をセンター所長に提出し、承認を受けなければならない。

(手数料の不還付)

第8条 既に納められた手数料は、還付しない。

(手数料の納付方法)

第9条 手数料は、センター所長の発行する納入通知書により納付しなければならない。

2 手数料の納付に費用が発生するときは、申請者がその費用を負担する。

(手数料の後納)

第10条 センター所長は、次の各号のいずれかに該当するときは、手数料を委託分析試験規則第4条第3項の規定による通知(以下「委託業務の結果の通知」という。)後に徴収することができる。

- (1) 申請者が法人であるとき。
- (2) 申請者が国税庁に適格請求書発行事業者として登録されている者であるとき。
- (3) 次のいずれにも該当するとき。

イ 申請者が申請の日(以下この号において「申請日」という。)の1年前の日が属する年度の4月1日(以下この号において「基準日」という。)以降にセンターに委託業務を委託したことがある者であって、基準日から申請日までの間においてセンター所長から督促状による督促を受けていない者であるとき。

ロ 山形県工業技術センター設備の一部使用に関する規則実施要綱第9条第3号イに掲

げる場合

(手数料の納期限)

第 11 条 前条の規定により手数料を委託業務の結果の通知後に徴収するときの手数料の納期限は、センター所長が受託する旨の通知をした日の翌月の末日とする。

(延滞金)

第 12 条 申請者が納期限までに手数料を納付しないときは、山形県税外収入金延滞金等徴収条例（昭和 26 年 10 月県条例第 51 号）の定めるところにより、延滞金を徴収する。

(見積書)

第 13 条 センター所長は、会計監査、内部統制その他の理由により見積書がなければ申請をすることができない民間事業者等の依頼を受けて、見積書を発行することができる。

2 見積書の発行を受けようとする者は、センター所長に対し、見積書がなければ申請をすることができない理由を疎明する文書を添えて、見積依頼書（様式第 4 号）を提出するものとする。

3 見積書の有効期間内に手数料が改正されたときは、有効期間内であってもその見積書は無効とする。

(成績書)

第 14 条 センター所長は、その名において、委託業務（委託分析試験規則第 2 条第 1 号及び第 2 号に掲げる業務に限る。）の結果を記載した成績書（以下「成績書」という。）を発行することができる。

2 申請者は、成績書の発行を求めるときは、申請と同時に申し出なければならない。

3 成績書は、再発行を行わない。

4 成績書の複製を認める期間は、成績書原本の発行の日から 5 年後の日が属する年度の末日までとする。

(試験品の返却)

第 15 条 申請者は、センター所長に提出した試料その他の物を、申請者の費用により、委託業務の終了後速やかに引き取らなければならない。ただし、試験等の性質により滅失する物及びセンター所長が引き取りを求めない物は、この限りでない。

2 前項の規定は、申請者がセンターに製作を委託した物に準用する。

(名義使用)

第 16 条 申請者は、公衆に対してセンターの名義（「山形県工業技術センター」、センターの組織の一部の名称、センターの職員の氏名、その他センターを想起させる名称をいう。以下同じ。）を使用してセンターに業務を委託した事実及びその結果を公表しようとするときは、公表の前に、名義を使用することについてセンター所長の承認を受けなければならない。ただし、学術論文における謝辞その他の試験研究結果の公表についての慣習に正当に則った

ものは、この限りでない。

- 2 前項の承認に係る申請は、センター所長に対し、公表しようとする資料を添えて、名義使用申請書（様式第5号）を提出してしなければならない。
- 3 前項の申請書を提出することができる期間は、センター所長が受託する旨の通知をした日から5年後の日が属する年度の末日までとする。
- 4 センター所長は、第2項の申請書を審査し、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の承認をしないものとする。
 - (1) 公表しようとする資料に事実と異なる記載、第三者に誤解を与えうる表示その他不当な表示がある場合
 - (2) 公表しようとする資料に記載された製品又はサービスが、人体に危害を及ぼす恐れがある場合

（無断での名義使用等に対する措置）

- 第17条 センター所長は、前条第1項の承認を受けずにセンターの名義を使用した者に対して、名義の使用の中止、公表した資料の回収及び謝罪広告の掲載を求めることができる。
- 2 前項の規定は、損害賠償の請求を妨げないものとする。

（第三者の名義使用）

- 第18条 前2条の規定は、第三者が公衆に対してセンターの名義を使用して申請者がセンターに業務を委託した事実及びその結果を公表する場合に準用する。
- 2 前項の場合において、申請者は、第三者の行為について連帯して責任を負う。

（免責）

- 第19条 山形県は、委託分析試験規則第6条に規定する責を負うものとし、次に掲げる損害の責任を負わない。
- (1) 申請者がセンター所長に提出した試料その他の物の滅失、損傷、汚れその他当該提出した試料その他の物の価値が減じる損害
 - (2) 委託業務の結果（申請者がセンターに製作を委託した物を含む。）を利用することにより生じた損害

（対応可能時間）

- 第20条 センターの職員が対応する時間は、原則として、センターの開庁日の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分までとする。

（業務の管理）

- 第21条 センター所長は、この要綱に係る事務の全体を総括し、効率的に推進する。
- 2 置賜試験場長及び庄内試験場長は、各試験場に提出された申請を受理し、審査する。

（委任）

- 第22条 この要綱に定めるもののほか、委託業務の実施に関し必要な事項は、センター所長が定める。

附 則
この要綱は、令和7年4月1日から施行する。